

福岡市診療所火災を踏まえ、 病院等に関する消防用設備等の基準が改正されます

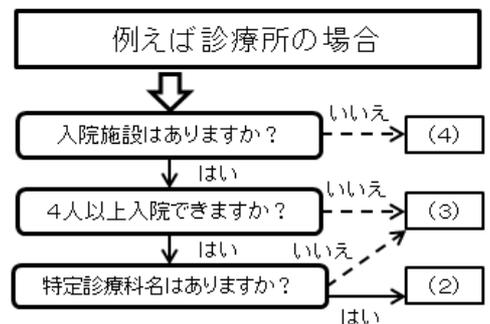


平成25年10月に発生した、死傷者15名の被害を伴う福岡市の診療所火災を踏まえ、病院、診療所、助産所に関する消防用設備等の基準を見直し、消防法令が改正されます。

●用途の細分化

消防法令では、出火危険性、避難困難性等を踏まえ、建物を業態ごとにグループ分けしています。

病院、診療所又は助産所が属する(6)項イのグループに対し、消防用設備等による防火対策を講じるため、特定の診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科など)の有無、病床の有無やその種別等を踏まえ、(6)項イのグループが(1)から(4)までに細分化されます。



改正前

項	用途
(6) 項イ	病院
	診療所
	助産所



改正後

項	用途
(6) 項イ	(1) 特に防火対策の必要性の高い病院
	(2) 特に防火対策の必要性の高い有床診療所
	(3) (1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所
	(4) 無床診療所及び無床助産所

※細分化されたグループのいずれに該当するかについては、所轄の消防署へご確認ください。

●消防用設備等の基準の見直し

●消火器具の設置基準

(6) 項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、消火器具の設置が義務付けられます。



●スプリンクラー設備の設置基準

① (6) 項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、延べ面積3千平方メートル以上のものにスプリンクラー設備の設置が義務付けられます。

② ①の規模に至らない(6) 項イ(1)の病院、(6) 項イ(2)の有床診療所については、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置が義務付けられます。ただし、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造(延焼抑制構造)を有する場合は対象外とされています。



●自動火災報知設備の設置基準

(6) 項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、自動火災報知設備の設置が義務付けられます。



●消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準

(6) 項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、



改正前	
用途	(6) 項イ
消防用設備等	
消火器	150㎡以上で設置
スプリンクラー設備	① 病院 3000㎡以上(平屋建を除く)で設置 ② その他 6000㎡以上(平屋建を除く)で設置
自動火災報知設備	① 入院あり 面積にかかわらず設置 ② 入院なし 300㎡以上で設置
消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上で設置

面積にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が義務付けられます。

また、(6) 項イ(1)の病院、(6) 項イ(2)の有床診療所に設置する消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動するものでなければなりません。

改正後

用途	(6) 項イ(1)	(6) 項イ(2)	(6) 項イ(3)	(6) 項イ(4)
消防用設備等				
消火器	延べ面積にかかわらず設置			150㎡以上で設置
スプリンクラー設備	延べ面積にかかわらず設置 (延焼抑制構造を有するものを除く)			6000㎡以上で設置
	3000㎡以上(平屋建を除く)で設置			
自動火災報知設備	延べ面積にかかわらず設置			300㎡以上で設置
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積にかかわらず設置			500㎡以上で設置

※これら消防用設備等の設置等については、あらかじめ所轄の消防署にご相談ください。

●施行日・経過措置

この改正消防法令は、平成28年4月1日(一部は除く。)に施行されます。ただし、既存(工事中を含む。)の施設については、設置する消防用設備等に応じ、猶予期間(経過措置)が設けられています。

消防用設備等	施行日	猶予期間
消火器	平成28年4月1日	なし
スプリンクラー設備	平成28年4月1日	平成37年6月30日まで
自動火災報知設備	平成27年4月1日	平成30年3月31日まで
消防機関へ通報する火災報知設備	平成28年4月1日	平成31年3月31日まで

ご不明な点や詳細につきましては、所轄の消防署へお問い合わせください。

お問い合わせ先

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ○臨港消防署予防課 電話 044-299-0119 | ○川崎消防署予防課 電話 044-223-0119 |
| ○幸消防署予防課 電話 044-511-0119 | ○中原消防署予防課 電話 044-411-0119 |
| ○高津消防署予防課 電話 044-811-0119 | ○宮前消防署予防課 電話 044-852-0119 |
| ○多摩消防署予防課 電話 044-933-0119 | ○麻生消防署予防課 電話 044-951-0119 |
| ○予防部予防課 電話 044-223-2723 | ○予防部査察課 電話 044-223-2753 |